

◆労働安全衛生法に基づく離職後の健康管理◆

# 健康管理手帳制度のご案内

粉じん作業、石綿の取扱いの業務など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務※に従事したことがあり、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。



健康管理手帳の交付を受けると、  
指定された医療機関で、定められた項目についての  
**健康診断を決まった時期に年2回**  
(じん肺の健康管理手帳については年1回)  
**無料で受けることができます。**

## ※以下の物質の製造等の業務に従事した方を対象としています

- ベンジジン及びその塩
- ベータ-ナフチルアミン及びその塩
- 粉じん作業
- クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩
- 三酸化砒素又は砒素
- コークス又は製鉄用発生炉ガス
- ビス(クロロメチル)エーテル
- ベリリウム及びその化合物
- ベンゾトリクロリド
- 塩化ビニル
- 石綿
- ジアニシジン及びその塩
- 1・2-ジクロロプロパン
- オルト-トルイジン
- 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン

申請書等はここから  
ダウンロードいただけます



申請手続などのご相談は、最寄りの都道府県労働局  
(健康安全課又は健康課)にお問合せください